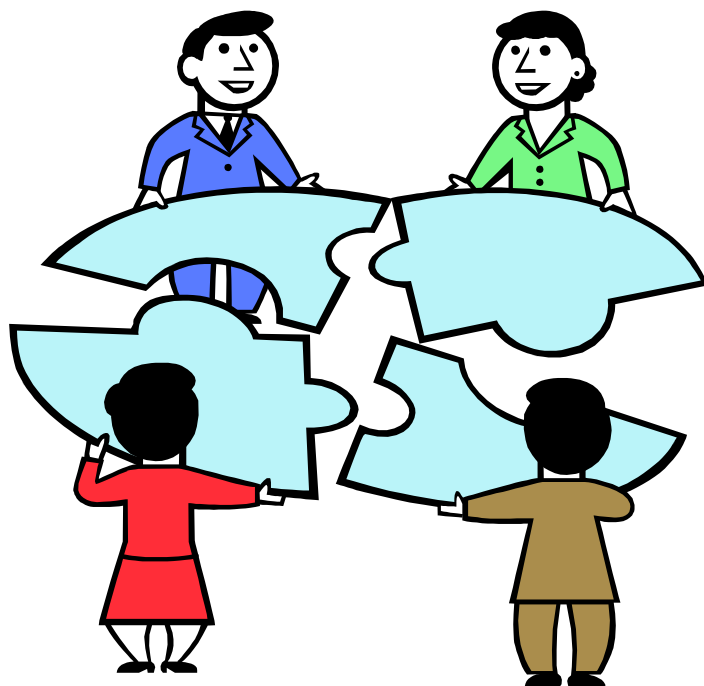


市民と行政の 協働推進のための基本指針



平成18年3月

松本市

市民と行政の協働推進のための基本指針

目 次

はじめに	2
1 基本指針の趣旨	3
2 「市民活動」、「協働」とは何か	3
(1) 市民活動の定義	
(2) 市民活動団体の定義	
(3) 協働の定義	
3 松本市は「協働」をこう考える	4
(1) 市民活動の意義	
(2) なぜ「協働」なのか	
(3) 協働のメリット	
(4) 協働推進の基本姿勢	
4 松本市は「協働」をこう進める	8
(1) 市民活動の促進方策	
(2) 市の協働体制の整備等	
(3) 市民活動サポートセンターの設置	
(4) (仮称)市民活動推進委員会の設置	
5 市民とともに取り組む「協働」の環境づくり	11
(1) 市民及び職員の意識改革	
(2) 市民活動団体・各種団体・学校・企業等の連携	
(3) 協働推進のための条例制定に向けて	
<用語解説>	13
【参考資料】	15
1 松本市市民公益活動との協働事業推進検討委員会設置要綱	
2 「松本市市民公益活動との協働事業推進検討委員会」開催状況	
3 「松本市市民公益活動との協働事業推進検討委員会」名簿	

はじめに

今日、少子・高齢化の進展、高度情報化など社会情勢の変化、価値観の多様化、地方分権の推進等を背景に、地域特性を生かした特色あるまちづくりが求められています。

松本市においては、これまで、身近なコミュニティづくりに力を入れ支所・出張所等を整備し、その拠点として地区公民館、福祉ひろば、図書館、児童館・児童センター、地区体育館、地区運動広場等を設置してきました。

すでに、こうした地域拠点を中心に、そこに住む市民が、地域が抱える課題を自ら解決していこうとする活動が積極的に展開されており、そこでは、市民がまちづくりの理念を確立し、ボランティア活動、学習活動、交流活動など、まちづくりの実践が精力的に取り組まれています。

また近年では、このような地縁・地域型の市民活動に加えて、市民の自発的な意思に基づいて広く市民生活の向上を目的とする非営利で公益的な活動に取り組む市民活動団体が結成されてきています。

これからのまちづくりは、市民と行政がよきパートナーとして連携・協力していくことが必要となっています。松本市においても、福祉・健康・教育・生涯学習・人権・子育て・環境など様々な地域の課題を市民と職員がともに解決に取り組んでいくこと、すなわち市民と行政の協働が求められています。

市民と行政が、互いを対等のパートナーとして認め、継続的な協働関係を確保していくには、そのためのルールが必要です。この指針では、松本市が市民との協働を推進するための基本方針をまとめました。

平成17年4月1日には、松本市、四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村が合併し、新松本市が誕生しました。これからは、この指針に基づいて、松本市民と行政が協働を推進し、市民が安心・安全・快適に生活することのできるまちづくりを進めていくことが求められています。

これからのまちづくりには、市民一人ひとりの知恵と力が必要であることはいまでもありません。今後松本市が直面するであろう課題を解決するため、市民と行政が、一緒に考え一緒に行動する協働のまちづくりが始まります。

1 基本指針の趣旨

「はじめに」でも述べましたが、今日の社会情勢の著しい変化等を背景に、人々の価値観が多様化するとともに、地域が抱える課題や市民ニーズもまた、複雑・多様なものになってきています。これまでは、公共的なサービスは行政のみが担うものと考えられてきましたが、複雑化・多様化する地域課題・市民ニーズに行政だけでは対応できなくなってきました。市民が地域課題を自ら解決していこうとする活動が始められている原因の一つは、この「行政の限界」にあるといえます。

すでに松本市では、いくつかの施策分野で市民と行政の協働が始まっていますが、より広範な施策分野で市民と行政との協働を推進するためには、本市が市民との協働にどのように取り組むかについての基本的な考え方を明確にする必要があります。この指針（「市民と行政の協働推進のための基本指針」）は、市民との協働にあたって当面松本市がとるべき行動等の指針を示したもので、その趣旨は次のとおりです。

- (1) 市民活動の意義を十分に理解する。
- (2) なぜ協働が必要なのか、また協働によってどのような効果が期待できるのかを理解する。
- (3) 市民との協働において松本市がとるべき行動の基本ルールを明確にする。
- (4) 市民活動の促進、協働の推進のための当面の施策を提示する。

今後は、この指針に基づき、市民と行政の協働による施策を推進していきます。

2 「市民活動」、「協働」とは何か

(1) 市民活動の定義

① この指針の中で「市民活動」とは、市民の自発的な意思に基づき、かつ広く市民生活の向上を目的とした非営利で公益的な活動をいいます。具体的には次の要件を備えた活動が該当します。

ア 市民が自らの自由意思に基づいた自主的・自発的な活動であること。

イ 誰に対しても開かれていること。

ウ 営利を目的としない活動であること。（非営利とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、利益が上がっても構成員に分配しないで、活動の目的達成のための費用に充てることをいう。）

エ 公益性のある活動であること。

オ 宗教・政治活動を目的とする活動でないこと。

② 自発的・創造的なボランティア活動や個人による公益的活動、町会等の地縁型組織による活動、さらにはグループ・団体などの任意組織による活動も「市民活動」に含みます。

(2) 市民活動団体の定義

① 上記の市民活動を行う自律的なグループ・団体などのすべてを、「市民活動団体」と呼びます。具体的には次の要件を備えた団体が該当します。

- ア 市民公益活動を行う団体であること。
 - イ 会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ウ 規約、会則等で代表者や運営の方法が決まっていること。
 - エ 独立した組織で、活動が継続的に行われていること。
 - オ 暴力団もしくはその構成員の統制下になる団体でないこと。
- ② 市民活動団体には、特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）により規定された団体をはじめ、町会、PTA、子ども会育成会、地区体育協会、高齢者クラブなどの地縁型組織、継続的に社会貢献のために活動している企業、個人的な趣味の会やサークルなどの団体も含まれます。たとえば趣味の会であっても、その活動内容の深まりや広がりから、福祉ボランティア活動などの公益的活動に発展する場合もあるからです。（「用語解説」の「1 NPOとは…」参照）

（3）協働の定義

「協働」とは、市民及び市民活動団体と行政が対等な立場で、各々の組織の目的（使命）の実現や共通する課題の解決のために、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、連携・協力していくことをいいます。

3 松本市は「協働」をこう考える

（1）市民活動の意義

「基本指針の趣旨」でも述べたように、公共的なサービスはすべて行政が担い、その他のサービスは企業が提供するという既存の社会システムの限界が見え始めています。そこで、市民・企業・行政の役割分担を見直し、新たな社会システムを構築することが必要とされています。特に、新しい公共サービスを担う市民及び市民活動団体の活動は重要であり、次のような社会的意義があると考えます。

- ① 公共サービスの新たな担い手として、市民の多様なニーズに先駆的でかつ迅速、柔軟に対応し、多種多様なサービスを提供することができる。
- ② 市民活動が推進されることにより、社会的課題を市民が自ら解決する市民自治型社会形成の原動力となる。
- ③ これまで地域コミュニティづくりを担ってきた町会等の地縁型組織といわゆるテーマ型の市民活動がそれぞれの特性を活かして連携・協力することにより、地域コミュニティのより一層の活性化を図ることができる。
- ④ 市民活動は、市民の社会参加を通じて、地域における新たな自己実現や社会貢献、交流の場を創出することができる。

なお、近い将来、いわゆる団塊の世代が大量に地域社会に復帰することとなりますが、この世代が市民活動に積極的に参加することが期待されます。

（2）なぜ「協働」なのか

前述のとおり従来の社会システムには限界が見え始めていますが、一方で、そうしたことを背景に、社会的課題を市民が自ら解決しようとする活動が活発に

なり、迅速性・柔軟性・専門性などの特性を活かした活動が市民の支持を集めています。

個々の市民活動は、その形態・方法等を異にしていますが、いずれも「よりよい社会」をつくることを目的にしているといえます。ところで、行政（地方公共団体）の目的は、「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法第1条の2）にあります。このように、市民活動も行政の活動も基本的には同じ目的のために行われているといえます。

したがって、今後、社会的課題への対応には、市民と行政がよきパートナーとして連携・協力していくことが極めて重要であると考えます。

（3）協働のメリット

実際、市民と行政の協働は、どのような効果を生むことになるのでしょうか。市民・市民活動団体側、行政側それぞれについて考えると、次のようなメリットが期待されます。

① 市民にとっての効果

市民にとっては、市民と行政の協働によりニーズにあったサービスの享受、サービスの選択肢の拡大、市民主体のまちづくりが期待できます。

② 市民活動団体にとっての効果

市民活動団体にとっては、行政と協働することにより、様々な側面で活動基盤が安定し、また団体やその活動に対する社会的認知度が向上するという効果が期待できます。

③ 行政にとっての効果

行政にとっては、市民や市民活動団体との協働を通じて「公共サービスは行政が担う」という考え方から脱却し、これまでの業務のあり方を見直す契機となり、適度な行政のスリム化につながる事が期待されます。

また、市民活動団体等がもつ柔軟性・専門性などの特性に触れることにより職員の意識改革を促すとともに、市民等が施策の企画立案段階から参画すること等により行政の透明性をより一層、向上させることも期待できます。

（4）協働推進の基本姿勢

「よりよい社会」をつくるという点では、市民及び市民活動団体と行政の目的は基本的に同じであるといっても、両者のものの考え方、行動様式、組織風土はむしろ極めて異なっているといえます。そうであるだけに、協働を推進していくにあたっては、次のようなルールを遵守する必要があります。

① 協働推進の原則（ルール）

ア 目的・課題を共有していること

市民活動と行政は、社会的課題の解決という共通の目的があり、そのために協働という方策があるということを認識する必要があります。また、両者は、何のために協働するのかという目的を共有することが必要です。

イ 対等であること

市民及び市民活動団体と行政は、対等の立場であることを前提として協働することが必要です。

ウ 自主性の尊重

市民及び市民活動団体の自主性を尊重しなければなりません。また、活動を開始して間もない市民活動団体の場合、できるだけ早く自立化を促す配慮をして協働する必要があります。

エ 公開・機会平等

行政が市民及び市民活動団体と協働する際は、協働の相手方の選考基準を明確化するとともに、選考過程を透明化する必要があります。また、協働を希望する市民や市民活動団体には、公平に協働の機会が開かれている必要があります。

オ 期限の明確化

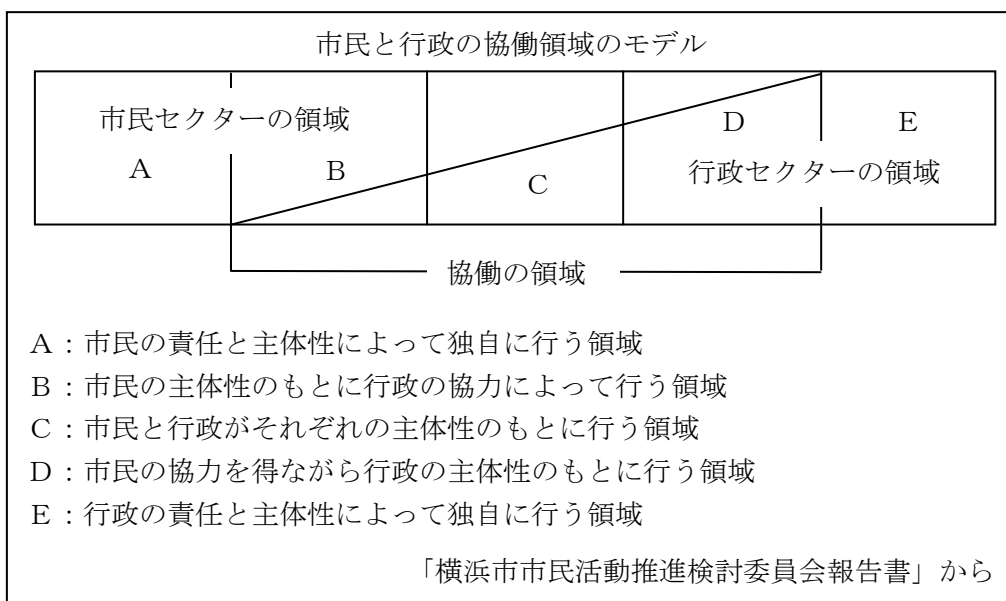
市民及び市民活動団体と行政が協働する場合は、目的を達成したときや事業が完了したときなどに、そのつど協働関係を解消することをあらかじめ明確に決めておく必要があります。

② 協働のパートナー

「市民活動団体の定義」（3頁の「2 「市民活動」、「協働」とは何か（2）」）にあるように、松本市では「市民活動団体」を広く定義しています。本市が協働のパートナーと考えているのは、個々の市民をはじめ、特定非営利活動法人（通称「NPO法人」）・ボランティア団体・市民団体をはじめ、社団法人・財団法人・社会福祉法人・学校法人・医療法人等の公益法人、労働団体・経済団体・協同組合等の共益団体、町会等地縁型組織及び継続的に社会貢献のために活動している企業の非営利・ボランティア組織などです。

③ 協働の領域と責任

一般に、市民の役割、行政の役割ならびに協働の領域は下記のような模式図によって説明されます。しかし、現実には協働の領域とそこにおける市民と行政の責任のあり方は、そのつど市民と行政が協議し、双方の合意で決めます。



④ 協働にふさわしい事業

市民との協働によって実施することが適当な事業として、次のような性格のものが考えられます。

- ア 多くの市民が参加し、市民が主体的となることが求められる事業
- イ 市民の参加によりきめ細かく柔軟なサービスが提供できる事業
- ウ 地域の実情に配慮して推進することが必要な事業
- エ 市民の持つ専門的な知識が活用できる事業
- オ 社会的課題や市民ニーズに対応しなければならない先駆的な事業
- カ 行政が実施するよりも市民の機動性が発揮できる事業

⑤ 協働の方法・形態

市民との協働の具体的な方法・形態として、次のようなものが考えられます。

ア 情報提供、情報交換

市民及び市民活動団体と行政がそれぞれ所有する情報を相互に提供、交換し、情報を共有します。次のイからケまでの前提になるもので、その意味で協働はここから始まるといってもよい極めて重要な方法・形態です。

イ 企画段階からの参画、政策提案

市民及び市民活動団体が行政と事業を実施するにあたって、企画立案段階から目的や情報を共有し、提言や意見を取り入れる形態です。それぞれの特性やノウハウを活かし、市民ニーズにあった事業を推進することができます。

ウ 共催

市民及び市民活動団体と行政が、例えば、シンポジウムや催事等を共同で開催するもので、それぞれのノウハウ、人的ネットワークや資源を持ち寄り、市民や市民活動団体の視点で事業を企画・実施することができます。

エ 後援

市民活動団体が主催するシンポジウムや催事等に対して、行政が後援という形式で名前を連ねる形態で、市民及び市民活動団体の社会的認知度が高まります。また、行政の事業に対して市民活動団体がこの形式で名を連ねることもあります。

オ 実行委員会

実際にイベントやプロジェクトを実施する際に、市民及び市民活動団体や行政など、その事業実施の責任を担う人々が集まり組織されるもので、市民や市民活動団体にも行政と対等な立場（パートナーシップ）で社会的責任が共有されます。

カ 補助金、負担金

市民活動団体が主体的に取り組む事業で、公益上必要であると認められる場合に、行政がその資金を提供する方法で、市民活動団体はその特性を活かし、行政が対応困難な市民ニーズに対応できます。

キ 委託

行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民及び市民活動団体の有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取り組みやより良い市民サービスの提供を進めるため、行政が

業務の実施を委ねるものです。委託は行政の一方的な下請けではなく、行政自らが実施するよりも委託をする方がより良い成果をあげられるという判断の下に行われるもので、双方のノウハウを活かしながら進めることが大切です。

ク 財産の活用

市民や市民活動団体及び行政が事業を行う際、市民がより良いサービスを享受できるよう、双方が所有する施設や物品などを互いに提供し合います。特に行政は、公共施設の利用に関する情報等を積極的に提供していくことが大切だと考えます。

ケ 人事交流

市民活動団体へ職員を派遣することで、市民活動団体は行政の様々なノウハウを学び、職員も市民活動団体の先進性や市民感覚などを学ぶことができます。また、市民活動団体のスタッフを行政に派遣し、行政実務を体験することによって、行政システムを理解してもらうことができます。

このような人事交流を図ることによって、市民と行政が社会的課題の解決について共通認識を深めることが期待できます。

4 松本市は「協働」をこう進める

市民と行政との協働を推進するためには、市民活動の一層の活性化、行政側の協働体制の整備などの環境づくりが必要となります。

(1) 市民活動の促進方策

① 市民サポーターの創出

市民活動がより活性化するためには、まず市民一人ひとりが市民活動(団体)を認知し理解を深め、市民が市民活動を応援する気運を作り出すことが必要です。そのために、市の広報誌やホームページ等を通じた啓発などにより市民活動に対する理解の拡大・浸透を図ります。また、市民を対象とする研修会等を積極的に開催して、市民活動を精神的・物理的に支援する市民サポーターの創出を図ります。

② 立ち上げ支援

市民活動団体の設立・運営等に関する相談窓口の充実を図ります。相談窓口では、個々の市民活動に対応した的確な情報提供、広く行政関係の各部署等との連絡調整を行っていきます。

③ 人材確保・育成、マネジメントの支援

市民活動団体の立ち上げに必要なスタッフや協力者を確保するための人材情報を収集し、提供する拠点の整備を図ります。また、市民活動に対する理解を深めるための研修会などを積極的に開催し、市民に対して市民活動への参加を促していきます。

特に会計・税務、労務管理等の知識を要する特定非営利活動法人(NPO法人)が増えていることから、講習会・相談会などの機会を積極的に提供していきます。

④ 活動の機会の創出・拡大

市民が、市民活動に広く参加できるように、活動の機会を創出・拡大するこ

とが必要です。そのために、市民活動に関する様々な情報を市民に発信していきます。また、市の既存事業を見直すとともに、市民が新規事業の企画・計画段階から参画できる仕組みづくりを検討します。

⑤ 活動の場の確保

市民活動の活性化のためには、市民活動団体等が容易に活動場所を確保できるよう、公共施設を積極的に開放します。そのためには、公共施設の利用に関する情報を積極的に提供していきます。

⑥ 財政的支援

財政基盤の脆弱な市民活動団体にとっては、活動資金の確保が極めて重要であり困難な課題です。従来の市民活動団体に対する助成制度の見直しを図るとともに、市の事業への参入の機会を拡大するために必要な情報を積極的に提供していきます。補助金、負担金等財政支援をする場合は透明性の確保に努めなければなりません。また、常に協働にふさわしい事業を見つけ出し、情報を広く公開します。なお、財政的支援にあたっては、市民活動団体の自立化を促すよう配慮していきます。

このほか、市民活動団体の資金確保のための環境整備について研究を行います。

⑦ 税制面での支援制度の検討

特定非営利活動法人（NPO法人）設立や活動の活性化を図るため、市税の減免制度のあり方について研究していきます。また、住民税の一定率を納税者が指定した市民活動団体に支援できる住民税使途指定制度（ハンガリー方式。すでに千葉県市川市で施行）についても研究します。

（２）市の協働体制の整備等

① 情報の提供と共有化

市民と行政が対等なパートナーとして協働を推進するためには、行政側が広報やホームページ等で企画段階から積極的に市民に情報を提供し、同時に市民側も自由に情報発信をしていくことが、互いの心理的な距離感を減じさせ信頼関係を築いていくことにつながります。市民も行政も幅広く情報の収集に努め、情報を共有化し、その情報を活かしながら共に考え共に行動していくことが重要です。そのために、市民と行政が情報を共有することができるシステムを整備・充実していきます。

② 専門部署の設置

市民と行政の協働を推進する環境を整備し、協働推進のための具体的施策を実施していくためには、全庁的なコーディネートを担当する専門部署を設置します。専門部署は、市民等と各部署などをコーディネートする役割も担います。

③ 事業提案制度の創設

市民や市民活動団体が、社会的課題等を市民と行政の協働によって解決するための具体的な事業を提案できる制度の創設を検討します。また提案の採用にあたっては、有識者、当該分野の市民活動関係者や一般公募の市民等で構成される第三者機関を設置し、ここが提案の審査等を行うなど公平性・公正性の確保を図ります。

④ （仮称）協働推進員の配置

この基本指針に基づき、全庁的に市民との協働の推進を図るため、関係各課

等に「(仮称)協働推進員」の設置を検討します。

⑤ 協働の仕組み・協働推進のマニュアルの作成

市民との協働を推進していくために、協働にかかわる具体的な事務手順等を示したマニュアル(手引書)を作成します。

⑥ 協働事業評価システムの研究

市民と行政の協働事業が、広く市民に認知され、市民の信頼と支持を確保していくためには、協働事業の透明性を高め、その公益性を重視し、かつ効率性・有効性を多面的に評価できる仕組みづくりが必要です。市民と行政の協働事業の評価システムについて研究を進めます。

また、既存の行政評価制度についても、市民との協働の視点を取り入れた事業評価の方法について研究します。

⑦ 職員研修会の開催、職員人事考課制度及びインターンシップ制度についての研究

市民との協働を進めるためには、市民活動についての職員の意識の向上が重要です。そのためには、様々な機会を通じて研修会等を開催し、意識の向上を図ります。

また、職員の協働を推進していく努力を促すため、職員人事考課制度の研究も進めます。

さらには、市民活動団体の先進性・柔軟性などを学ぶため、職員を研修などの形で派遣するインターンシップ制度の設置について検討します。また、行政に市民活動団体のスタッフを招き、一日行政体験等により行政システムの理解を深める手法の検討も行います。

(3) 市民活動サポートセンターの設置

市民活動を促進するために、活動機会と場の提供、インキュベート支援、活動支援、情報提供等の拠点となる「市民活動サポートセンター」を設置します。

その主な機能は、次のとおりです。

- ① 市民活動の機会と場の提供
- ② 市民・市民活動団体間、あるいは市民・市民活動団体と行政とのコーディネート
- ③ 市民・企業・大学・学校・行政の連携及び交流・ネットワークづくりの推進
- ④ 市民活動に関する情報の収集・提供
- ⑤ 市民活動団体及び人材の育成
- ⑥ 市民活動に関する相談
- ⑦ コミュニティ・ビジネスの創出と活動の促進

また、管理運営は広く市民の参画を得るような方式が望ましく、様々な市民や市民活動団体、さらには関係機関との連携も図ります。

(4) (仮称)市民活動推進委員会の設置

この基本指針に基づく具体的な施策や取り組みについて検討・評価等を行う「(仮称)市民活動推進委員会」の設置を検討します。また、この委員会は市民により構成され、必要に応じて広く市民の意見を聴きながら、この基本方針の見直しにも取り組みます。

5 市民とともに取り組む「協働」の環境づくり

このほか、市民と行政との協働を推進するためには、次のような点に留意していきます。

(1) 市民及び職員の意識改革

① 市民の自治意識の高揚

協働には、自らの暮らしの課題について、まず自らが取り組むという姿勢を持つ自立した市民の存在が不可欠です。そのためには、市民の自治意識を育て高めるための啓発活動に、より積極的に取り組むとともに、自治意識高揚のための新たな仕組みを構築することを市民と行政が協働で行っていきます。

② 身近な地域社会における協働の展開

市民に一番身近な自治組織である町会などの地域社会において、「市民参加・参画型社会システム」を構築するための取り組みを重点的に展開していきます。それは、地域コミュニティの再構築につながる取り組みでもあります。

③ 職員のより一層の意識改革と能力開発

市民との協働を推進するためには、既存の中央集権・行政主導の社会システムを変革し、地方分権・「市民参加・参画型社会システム」に移行する必要があります。職員一人ひとりが、「公共」や「公益」を担うのは行政だけでなく、それらは市民との協働の上に成り立つという意識を持つことが重要です。さらに、市民の自治意識を尊重し、市民との協働を通じてより一層自己の意識改革に努め、社会的・地域的課題を敏感に捉える力を磨き、自治体職員としてのコミュニケーション能力やコーディネート力を高めます。

(2) 市民活動団体・学校・企業等の連携

① 市民活動団体同士の連携

市民活動を促進していくためには、市民活動団体同士の連携も必要です。

例えば、町会等地縁によって組織されている団体は、これまで地域社会において様々な課題に対処したり、地域の人々の親睦を図るなど極めて重要な役割を果たしてきました。一方、近年、地域において防災・地域福祉・環境問題などへの対応が重要な課題となっており、町会等地縁型組織による活動とともに、地域の枠を超えた組織による活動も広がっています。

この両者が積極的に情報交換を行うなどして連携を図る必要があります。地域課題の解決に向けて市民活動団体同士がネットワークを形成し、拡大していくことが必要です。

② 学校との連携

市民活動に対する市民意識の向上のためには、学校との連携も重要です。市民活動団体は、学校の総合学習などの機会を通じて児童・生徒等をボランティアとして積極的に受け入れ、青少年の市民活動への参画意識の醸成を図ることが大切です。また学校も、講習会の講師等に市民活動関係者を積極的に招くなどして市民活動団体との連携を図ることが必要です。

③ 企業との連携

企業は営利追及を第一目的とする組織ですが、近年では、企業にも市民としての役割や社会的責任を果たすことが求められています。今後は多様化する市民ニーズに対応するために、企業と市民活動団体が相互に対等で持続的に協力

しあえる関係をつくる必要があります。

そのために、行政は企業に対し、市民活動の情報提供を積極的に行い、両者の交流の機会をつくるなど企業のノウハウを社会的・地域的課題の解決に活用することのできる仕組みづくりを検討していきます。

また、企業は従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境づくりをし、従業員をボランティアとして派遣したり、経営・人材育成などのノウハウを市民活動団体が活かせるよう積極的に連携を図ることが望まれます。

その他に、市民活動団体への資金助成・施設等の貸し出しなどの支援も望まれます。このような企業の社会貢献活動は、企業の社会的信頼性を高め、企業の市民社会での役割を拡大させていくことにつながるといえます。

④ 出先機関・外郭団体との連携

松本市では、身近なコミュニティづくりに力を入れ支所・出張所等を整備し、地区公民館、福祉ひろば、図書館、児童館・児童センター、地区体育館、地区運動広場等を設置してきました。そうした地域コミュニティの拠点となる施設においても、行政が市民と積極的に情報交換等を行い、地域づくりにおける協働をより推進していきます。

また、外郭団体と市民活動団体の役割分担を検討するとともに、両者の積極的な連携も大切です。

⑤ 国・県等関係機関との連携及び地域を超えた連携

最近の社会的課題には、地域や市だけでは解決できない広域的なものや、多種多様な領域にまたがる課題も増えてきています。このことから、市民との協働では、上記①から④までの組織・団体等との連携だけにとらわれることなく、国・県などの関係機関や地域を超えた他市町村、その市民等との連携も必要です。行政はもとより市民や企業など、地域社会を構成する様々な人たちが相互に連携することが必要です。

(3) 協働推進のための条例制定に向けて

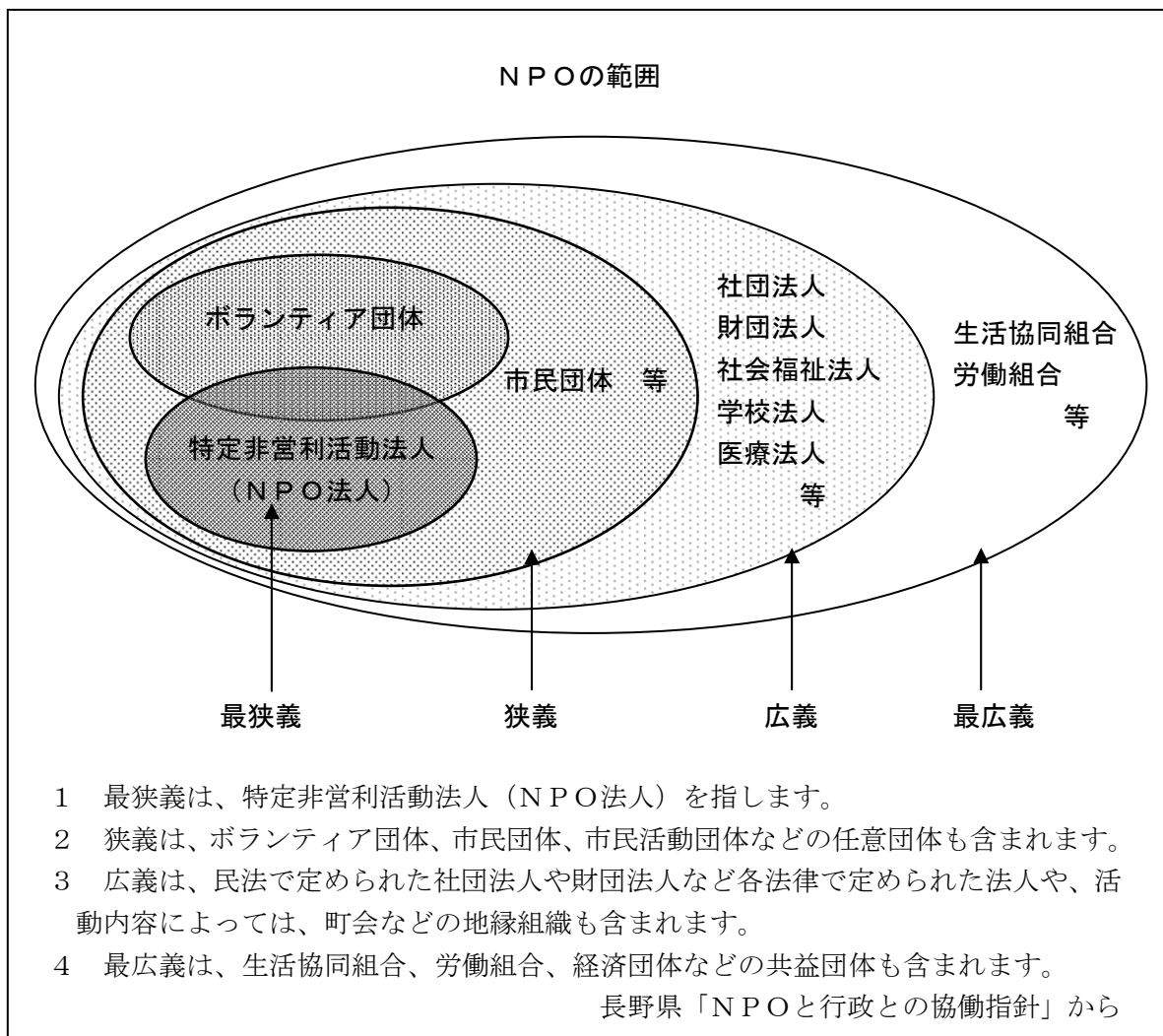
市民と協働のまちづくりを進める上で、市民活動が果たす役割は今後ますます重要になってくると考えられます。そこで、市民と行政が一層協働を推進し、暮らしやすいまちづくりを実現するために、市民活動推進のための基本的な理念などを定めた条例制定に向けた研究を行っていきます。

<用語解説>

市民との協働を進めていく上でよく用いられる用語について解説します。

1 NPOとは…

本指針では、市民活動団体という用語を使用し、それについて定義をしましたが、NPOと言い換えることもできます。NPOとは、Non-profit Organization または Not-for-profit Organization の略称で、「民間非営利組織」と呼ばれています。NPOという用語は、様々な意味で使われており、統一した定義はありませんが、下記のとおり、最狭義のものから最広義のものまで幅広い解釈があります。



2 ボランティアとは…

自発的に個人の自由な意思で利他的な活動をすることです。参加や継続は“個人”の意思で決定されます。ボランティア活動は、よりよい社会づくりのために、個人が自ら進んで行う、金銭的な見返りを求めない活動ということができます。

3 NGOとは…

基本的にはNPOと同様の意味を持つものといえますが、“NGO”は、

Non-governmental Organization ないしは Not-governmental Organization の略で「非政府組織」となります。営利を目的としないという点を重視したのが NPO、政府とは異なる民間の立場を重視したのが NGO といえます。

4 特定非営利活動とは…

特定非営利活動促進法（NPO法）においては、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動で、次の17分野のものと定めています。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) これらの各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

5 コミュニティ・ビジネスとは…

厳密な定義はありませんが、地域社会のニーズを満たす有償方式の事業で、(自己の)利益の最大化ではなく、地域の利益の増大を目的とします。利益を第一の目的とはせず、地域の問題を解決したり、生活の質を上げるためのビジネス活動だといえます。株式会社や有限会社など形式は様々です。

6 外郭団体とは…

外郭団体とは、高度化・複雑化する市民ニーズに対し、民間セクターの多様な資金や人材、経営ノウハウ等を活用することにより、行政が直接実施するより機動的かつ柔軟に公共サービスが提供できるよう設立された団体であり、高い専門性を発揮しつつ、行政機能を補完・代替する役割を果たすべきものであり、「官から民へ」、「民間でできることは民間で」といった行政改革の基本理念の延長線上に存在しています。行政は、出資・人的派遣をし、業務内容において、極めて強い関連性を有しています。

しかしながら、団体の中には、社会経済情勢の変化等により当初の設立意義を失いつつあるもの、さらには、行政との関係において独占的・優位的な条件の下で業務を実施していることから、ともすれば市場原理が働きにくく、業務の改革・改善への気運が弱くなりがちであることなど、様々な課題も指摘されています。

【参考資料 1】

松本市市民公益活動との協働事業推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政と市民公益活動との協働による事業の推進を図るため、松本市市民公益活動との協働事業推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政とNPO等の市民公益活動との協働に関する基本方針策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民公益活動団体の代表者
- (3) 公募者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本指針案を提出する日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策部政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年9月21日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

【参考資料 2】

「松本市市民公益活動との協働事業推進検討委員会」開催状況

回数	日 時	会 場	内 容
第 1 回	平成 16 年 9 月 21 日 午後 3 時 30 分～	市役所 第一応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・自己紹介 ・委員長選出 ・これまでの松本市における N P O に係る取組み ・指針の方向性について ・今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 16 年 10 月 15 日 午後 3 時 30 分～	市役所 第二応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ N P O との協働事業現状調査について ・協働の必要性 ・市民公益活動 (N P O) の定義、範囲 ・指針の骨子・趣旨
第 3 回	平成 16 年 11 月 19 日 午後 3 時～	市役所 第 3 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市における協働の現状について (事務事業から) ・協働の必要性と現状の事業での協働の課題について ・指針の骨子について
第 4 回	平成 16 年 12 月 24 日 午後 2 時 30 分～	市役所 第 3 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市における協働の現状での課題 ・長野市・長野県においての基本指針の策定経過 ・指針の骨子について
第 5 回	平成 17 年 2 月 1 日 午後 3 時～	市役所 第 3 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動団体の P R について ・各課のリーディング・プロジェクトについて ・指針の骨子について
第 6 回	平成 17 年 2 月 23 日 午前 10 時 30 分～	大手公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・支援センターについて ・団体の P R ・各課のリーディング・プロジェクトについて ・指針の骨子について
第 7 回	平成 17 年 3 月 29 日 午前 10 時 30 分～	市役所 第 3 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・指針について ・市役所大手事務所 1 ・ 2 階活用案
第 8 回	平成 17 年 4 月 18 日 午前 10 時～	大手公民館 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・指針について ・リーディング・プロジェクトについて
第 9 回	平成 17 年 5 月 30 日 午前 9 時 30 分～	市役所 第 3 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の素案について ・市役所大手事務所の 1 ・ 2 階の活用方法 ・リーディング・プロジェクトについて
第 10 回	平成 17 年 6 月 16 日 午後 1 時～	市役所 第一応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の素案について ・リーディング・プロジェクトについて
第 11 回	平成 17 年 7 月 14 日 午後 1 時 30 分～	市役所 第 3 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の (最終) 素案について

【参考資料3】

「松本市市民公益活動との協働事業推進検討委員会」名簿

(委員長を除き50音順・敬称略)

	氏名	所属等	区分	職名
1	沼尾史久	信州大学経済学部教授	学識経験者	委員長
2	池野理恵	主婦	公募	委員
3	伊藤かおる	松本商工会議所女性会会員	男女共同参画	委員
4	大沢健	特定非営利活動法人 シニアのための財産と生活を守る会代表理事	公募	委員
5	大下京子	ピアネット21 社会参画研究室長 (松本市障害者自立支援センター)	関係機関 (福祉・ボランティア)	委員
6	黒沼凱夫	松本歯科大学教授	学識経験者	委員
7	成迫升敏	成迫会計事務所代表取締役	企業	委員
8	藤森秀昭	特定非営利活動法人 ぶどう家代表理事	NPO関係者	委員
9	村瀬直美	特定非営利活動法人 人にやさしい街づくり推進協会代表理事	公募	委員
10	八木誠	松本青年会議所副理事長	関係機関 (若者代表)	委員